

茂原市学校給食用物資納入業者の登録について

茂原市では、学校給食の特徴を理解したうえで、学校給食用物資を納入する事業者をあらかじめ登録する茂原市学校給食用物資納入事業者登録制度を実施しています。

1 学校給食用物資納入業者登録

茂原市が発注する学校給食用物資の納品に関して、学校給食の安全で安心な提供を行うため、給食用物資の品質、安定的な供給を確保する必要があることから、給食用物資の納入業者の登録等を行うものです。

2 学校給食用物資

『茂原市学校給食用物資納品規格書』に定める内容を満たした物資をいいます。

3 登録要件

『茂原市学校給食用物資納入業者登録制度等実施要領』を参照してください。

4 申請について

当初（令和8年4月1日）からの登録を申請する場合は、当初申請に必要な書類と合わせ、以下のとおり提出してください。

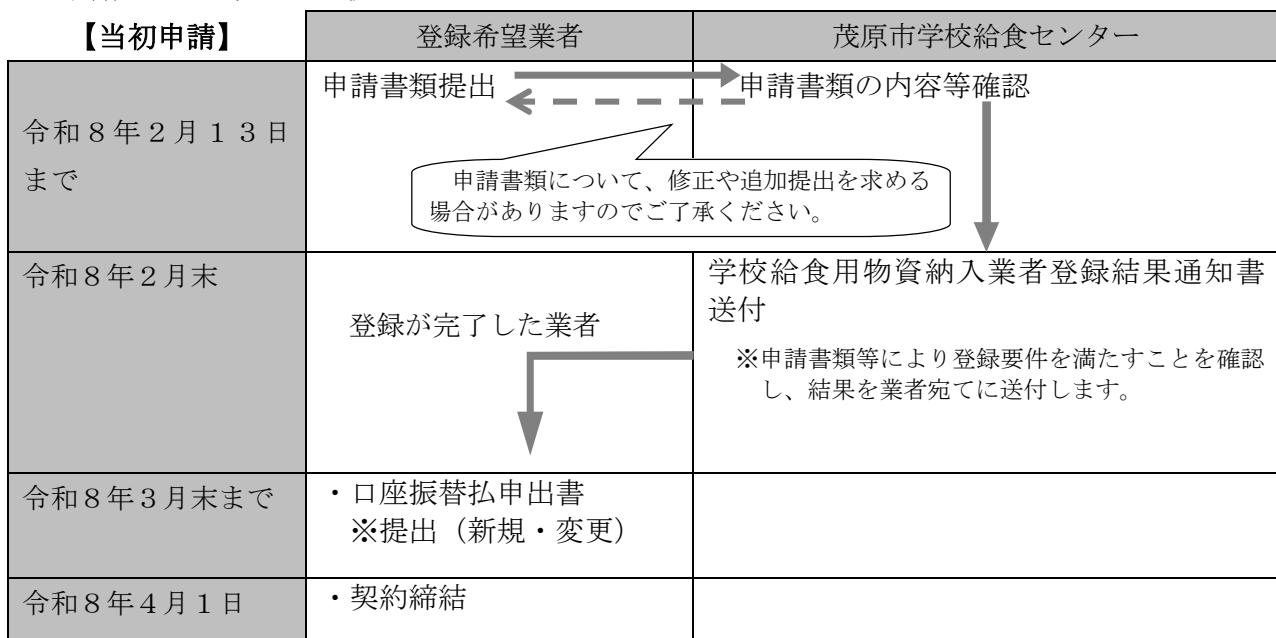
なお、当初申請締め切り後も隨時、登録申請（随時申請）を受付します。

【当初申請】	受付期限	受付場所
窓口持参の場合	令和8年2月13日（金） 土・日・祝日・年末、年始を除く。 午前8時30分～午後4時30分	茂原市学校給食センター 〒297-0035 茂原市下永吉 505 番地1 TEL：0475-24-6920 FAX：0475-23-4218
郵送の場合	令和8年2月13日（金） 消印有効	

5 提出書類について

NO	提出書類	法人	個人	備考
1	茂原市学校給食用物資納入業者登録申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
2	登記事項証明書	<input type="radio"/>		
	身分を証明できる書類（運転免許証等）		<input type="radio"/>	
3	印鑑証明書	<input type="radio"/>		
	印鑑登録証明書		<input type="radio"/>	
4	法人税・所得税・消費税及び地方消費税の納税証明	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	市税等完納及び特別徴収に関する証明	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
5	誓約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
6	食品営業許可証の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	『食品衛生監視票』又は『食品営業施設巡回票』の閲覧に関する同意書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

＜申請から登録までの流れ＞



※口座振替払申出書（茂原市様式）は、市からお支払いするための口座を登録する書類です。
書式は、茂原市のウェブページからダウンロードできます。

6 学校給食用物資納入業者登録後の流れ

(1) 契約締結に係る手続き

登録完了後、学校給食用物資の納品を実施する業者については、茂原市と学校給食用物資に係る契約を締結します。併せて、代金を支払う手続きをするため、『口座振替払申出書』の提出をお願いします。

過去に口座振替払申出書を提出している場合の再提出は不要ですが、提出した情報に変更がある場合は、再度提出してください。

(2) 発注方法

登録した業者の中から、取扱食材、品質・規格・価格、納入実績等により、発注先業者を選定します。

(3) 支払方法

提出された請求書等を確認後、茂原市が各業者へ代金を支払います。

(4) 登録の有効期間

登録の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までです。

7 登録後の取扱

内 容	手 続 き 等
1 登録内容の変更及び廃止、休止	<p>登録後に登録内容に変更が生じた場合には、以下のとおり手続をとってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 登録通知書に記載のある登録内容に変更が生じた場合 →次の書類を改めて提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・「茂原市学校給食用物資納入業者登録変更届」及び必要添付書類 ・「口座振替払申出書（新規・変更）」 ▶ 軽微な変更（上記以外の変更）が生じた場合 →お早めに 茂原市学校給食センターへ電話等で連絡してください。 必要に応じて書類提出などをご案内します。 ▶ 登録を取消したい場合 →次の書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・「茂原市学校給食用物資納入業者登録廃止届」 <p>※変更及び登録取消に関する書類は、茂原市のウェブサイトからダウンロードできます。</p>
2 登録の継続	登録有効期間満了後も引き続き、茂原市学校給食用物資納入業者として登録を希望する場合は、 有効期間満了前に更新申請が必要 となりますので、ご注意ください。 更新時期になりましたら、ウェブサイト等でお知らせします。
3 各種検査において陽性となった場合の対応	自主的な検体検査及び衛生検査等において、陽性となった場合には、直ちにその旨の連絡を茂原市学校給食センターへ行い、対応を協議するものとする。
4 登録の取消	<p>登録後、登録に係る営業を廃止した場合、若しくは登録要件を満たさなくなった場合、又は登録期間中に次のような事由が生じ茂原市の学校給食用物資納入業者としての適格性を有しないと判断された場合は、当該物資納入業者としての登録を取り消すことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食材の仕入から製造、保管、配送に至るまで食品の安全と衛生管理が徹底されていないと認められる場合 ・複数回に渡って理由なく定時配送を行わない場合 ・著しく品質の劣る食材を納入した場合 ・必要な検査や報告を行わない場合 ・各種検査において陽性となった場合に、直ちに、茂原市学校給食センターと対応を協議したうえで、取り決めた事項について、適切に履行しなかった場合 ・登録申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合 ・登録の取消しを申し出た場合 ・その他登録の要件を有しないと認められる場合 <p style="text-align: right;">など</p>